

ニューヨーク外国為替市場委員会ガイドライン改訂への評価

ニューヨーク外国為替市場委員会は、7月13日付けで、外国為替取引に関するガイドラインを改定するとともに意見書を公表した。これは、昨年ニューヨークで摘発された為替取引にかかわる刑事事件およびオーストラリアで起きた通貨オプション取引における不正操作の発覚を契機に、市場参加者および関係金融機関に対して不正取引防止に向け注意を促すとともに、市場における高い倫理基準を維持するために、行動規範の改定とその遵守の必要性を再確認したものである。

同委員会は、意見書の中で為替取引は錯誤により、後に為替差損益が発生することを完全に排除することは困難であることを認識しつつも、不正取引を防止するために、透明性の高い手続きを設定する必要性を指摘し、その解決プロセスにおいてマネージメントが関与する形で組織として対応すべきことが示されている。そこでは、悪弊のひとつとして長年指摘されている、いわゆる『ポイントの貸し借り』の慣行は、不正取引の温床であり、スタフィングに伴う差金の決済は、キャッシュ・ベースで行うことを勧めている。

さらに、もうひとつの問題として、受託先の顧客名を開示しない形で行う為替取引慣行（所謂 **Unnamed Counterparty** との取引）が、為替銀行の与信判断ならびに、マネーロンダリング防止を目的とした規制・ルールの遵守を困難とし、結果として為替ディーラーをクレジット、コンプライアンス、レピュテーションの各リスクに晒し、不正取引の温床となり得る点を指摘している。同委員会は、取引関係者にそれらの取引慣行を排除することを推奨し、具体的には、投資顧問会社および取扱機関に対して為替銀行の審査・法務部門への情報の開示を求め、為替銀行に対してはこれらの情報がフロント部署から遮断される仕組みの構築を求めている。

同委員会意見書でも指摘しているように、外国為替市場は、貿易決済はもとより国際資金取引においても、その重要性は日増しに高まっている。しかも、同市場は世界のさまざまな金融市場の中でもっとも規制の緩やかなものである。それゆえに、市場参加者は、行動規範遵守を徹底し、市場の透明性と信用の維持に努めることを求められている。

東京外国為替市場委員会（以下「本委員会」）は、ニューヨーク外国為替市場委員会の取り組みを高く評価するとともに、本委員会が、昨年9月に改訂した『外国為替・資金取引に関わる行動規範』においても、同様の問題意識を持って提言を行っていることを改めて申し述べたい。外国為替市場の健全なる発展のために、市場関係者ならびに関係金融機関に対して、注意を促すものである。

2004年10月13日
東京外国為替市場委員会
議長 荻野 哲司